

## 【参考】

「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」の一部改正について

### 1. クロピラリドの概要及び対策

- (1) クロピラリドは、国内での農薬登録はないが、除草剤として米国・豪州等から輸入される牧草・穀類に使用されるため、我が国の家畜排せつ物及び堆肥中に含まれることがある。
- (2) クロピラリドが残留する堆肥を感受性の高い作物に使用すると、生育障害を起こすケースがあるため、生育障害の軽減と堆肥の円滑な流通・使用を図るため、都道府県、堆肥・培土の提供・利用者間の情報共有等を旨とする通知<sup>\*</sup>を発出。  
(<sup>\*</sup>農産安全管理課、畜産安全管理課、園芸作物課、技術普及課、農業環境対策課、畜産振興課、飼料課長通知)
- (3) 継続的に被害報があるため、調査・研究成果、生育障害の発生状況等を踏まえ、通知改正等を行っている。
- (4) 今般、研究成果を踏まえた対策マニュアルの改正と併せ、次項のとおり、指導通知の改正を行う。

### 2. 通知の主な改正内容

- (1) 作物のクロピラリド感受性に関する情報を更新。
- (2) 畜産農家及び堆肥製造・販売業者が堆肥等のクロピラリド検査を実施した場合、検査結果の伝達先を、従前の感受性の高い作物を生産する園芸農家等から、発生状況を鑑み、ポット育苗又は施設栽培で感受性の高い作物を生産する園芸農家等に変更。
- (3) 園芸農家・育苗農家から堆肥等の提供元に対して、クロピラリド検査の実施有無等の情報を求めるよう明記。また、堆肥中クロピラリド濃度に応じた堆肥施用量の目安（対策マニュアル掲載）を参照することを追記。
- (4) 都道府県域を超えた生育障害発生時の対応を明記。